給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第１８号

大阪市淀川区新高６丁目14番14号プラザ宮田401号

再生債務者　柄本　春則

1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年６月24日まで

4　一般異議申述期間　平成25年６月27日から平成25年７月11日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再ロ）第１号

沖縄県沖縄市南桃原３丁目18番２号

再生債務者　儀間　穂水

1　決定年月日時　平成25年５月27日午後１時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年６月24日まで

4　一般異議申述期間　平成25年７月８日から平成25年７月16日まで

那覇地方裁判所沖縄支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第１号

兵庫県尼崎市浜田町４丁目68番地の１第２サンライフ共栄201号

再生債務者　堀澤　賢一

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年５月23日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年６月17日まで

平成25年５月27日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２５年（再ロ）第１号

北海道岩内郡岩内町字宮園297番地の63

再生債務者　山本　秋彦

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年５月20日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年６月24日まで

平成25年５月27日　札幌地方裁判所岩内支部

平成２４年（再ロ）第３号

鹿児島県鹿屋市下堀町3001番地29

再生債務者　柳原　智広

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年５月10日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年６月24日まで

平成25年５月27日

鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構西日本支社公告第５号

平成25年５月９日に執行した広島圏都市計画事業（広島平和記念都市建設事業）二葉の里土地区画整理審議会委員選挙の当選人を、下記のとおり定めたので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第35条第５項の規定に基づき、公告する。

平成25年６月５日

独立行政法人都市再生機構西日本支社

支社長　大西　誠

記

宅地の所有者のうちから選挙される委員の当選人	
氏名	住所
沖　英磨	広島市安佐北区亀崎三丁目10番４号
長谷川順通	東京都江東区有明一丁目４番11－3106号
平野　和博	広島市東区馬木六丁目1949番地の１
山崎　義之	広島市東区二葉の里二丁目３番18号
西日本旅客鉄道株式会社	大阪市北区芝田二丁目４番24号
財務省	広島市中区上八丁堀６番30号
広島県	広島市中区基町10番52号

2　宅地について借地権を有する者のうちから選挙される委員の当選人

なし

会社その他の公告

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は平成二十五年七月八日であり、組織変更後の商号は株式会社スポーティアとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年六月五日

東京都千代田区一番町六番地

合同会社Ｓｐｏｒｔｉｅｒ

代表社員　鈴木　雄斗

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年五月二十一日

掲載頁　六十頁（号外第九十三号）

平成二十五年六月五日

東京都台東区浅草四丁目二番一二号

株式会社花のれん

代表取締役　川上　敏明

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十五年六月五日

長崎県東彼杵郡波佐見町折敷瀬郷二一一〇番地三

有限会社中尾建設

取締役　中尾　智之

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年六月二十七日開催予定の当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会において、議決権を行使できる株主を確定するため、平成二十五年六月二十六日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その権利を行使することができる株主と定めましたので公告します。

平成二十五年六月五日

大阪市旭区赤川二丁目七番四号沢井ビル四階

化研生薬株式会社

代表取締役　岩佐　孝

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年六月二十七日開催予定の定時株主総会及び普通株主による種類株主総会の決議により全部取得条項の付される予定の当社普通株式（以下「全部取得条項付普通株式」という。）につき、平成二十五年六月二十六日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、当該株主の有する全部取得条項付普通株式を、平成二十五年六月二十七日を取得日として当社が取得し、これと引換えに全部取得条項付普通株式一株につき一万分の一株の割合をもって当社のＡ種種類株式を交付する株主と定めましたので公告します。

平成二十五年六月五日

大阪市旭区赤川二丁目七番四号沢井ビル四階

化研生薬株式会社

代表取締役　岩佐　孝

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年六月二十一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を五百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十五年六月五日

沖縄県豊見城市字豊崎三番地七一

株式会社アイディーズ

代表取締役　山川　朝賢

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年六月五日

東京都渋谷区桜丘町一八番四号

株式会社二宮

代表取締役　二宮　伸介